

答申保第44号
平成26年9月29日
(諮問保第56号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成25年7月3日付けで保有個人情報開示請求を行った。開示請求に係る個人情報の内容は、次のとおりである。

ア 開示請求者が平成〇年〇月〇日に〇〇所在の〇〇病院に医療保護入院した際に、〇〇病院から最寄りの保健所長を経て、鹿児島県知事に提出された入院届及びその添付書類の内容（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第7項）

イ 上記医療保護入院中（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで）に〇〇病院から最寄りの保健所長を経て、鹿児島県知事に提出された開示請求者の症状等に関する報告事項に係る報告書全部及びその添付書類の内容（同法第38条の2第1項、第2項）

ウ 上記医療保護入院中に開示請求者が退院請求をした事実がある場合には、精神医療審査会が鹿児島県知事に対してした審査結果の内容（同法38条の5第2項）

これに対し実施機関は、平成25年7月30日付け精保第25号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成25年8月15日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「文書名「医療保護入院の入院届」及び文書名「医療保護入院者の退院届」の開示しない部分のうち、開示しない理由が「開示請求者の健康を害するおそれがあるため不開示である」とされている部分を取り消し、同部分を開示していただきたい。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次

のとおりである。

- ア 開示しない理由が「開示請求者の健康を害するおそれがあるため不開示である」とされているが、病名等や医療保護入院の必要性を知ることがどうして私の健康を害することになるのか理解できない。私自身が、私の情報について開示を求めているから、不開示とされる理由はない。
- イ 医師がどのような理由で精神疾患を有していると判断し、さらに、医療保護入院の必要性があると判断したかを知る必要があるため、不開示部分を開示してほしい。

なお、当審査会は異議申立人に対し、実施機関から提出された処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めたが、提出はなかった。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

- ア あなたの平成〇年〇月〇日付け医療保護入院に係る「医療保護入院者の入院届」及び「医療保護入院同意書」（以下「開示文書1」という。）
- イ あなたの平成〇年〇月〇日付け医療保護入院に係る「医療保護入院者の退院届」（以下「開示文書2」という。）
- ウ あなたの退院請求に係る鹿児島精神医療審査会の審査結果（以下「開示文書3」という。）

(2) 一部開示決定の理由

対象保有個人情報に次のとおり条例第13条の不開示情報が含まれているため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

ア 開示文書1

(ア) 「病院管理者の印影」

当該病院の内部管理情報であり、開示することにより、当該病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第13条第3号アの法人等に関する情報に該当し不開示であり、同号ただし書にも該当しない。

開示することにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第5号の公共の安全等に関する情報に該当する。

(イ) 「病名」、「現在の精神症状」、「その他の重要な症状」、「問題行動等」、「現在の状態像」

病名や症状の告知は、治療過程の中で医師が患者の心身の状態に応じて適切な時

期に適切な方法によりなされるものである。

開示した場合、精神科医に対する不信感を募らせ医療行為への無用な誤解や反発が生じる可能性があり、結果として開示請求者の健康を害するおそれがあるため、条例第13条第1号の開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当する。

(ウ) 「生活歴及び現病歴」

開示した場合、精神科医に対する不信感を募らせ医療行為への無用な誤解や反発が生じる可能性があり、結果として開示請求者の健康を害するおそれがあるため、条例第13条第1号の開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当する。

開示請求者以外の特定の個人を識別できるか、又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、記載内容から陳述者が推測された場合、医療保護入院が本人の意思にかかわらない入院であることを考慮すると、開示請求者が陳述者に不信感を募らせ、陳述者との間で紛争が発生する可能性があり、陳述者の権利利益を害するおそれがあることから条例第13条第2号の第三者に関する情報に該当し、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(エ) 「医療保護入院の必要性」

病名や症状の告知は、治療過程の中で医師が患者の心身の状態に応じて適切な時期に適切な方法によりなされるものである。

開示した場合、精神科医に対する不信感を募らせ医療行為への無用な誤解や反発が生じる可能性があり、結果として開示請求者の健康を害するおそれがあるため、条例第13条第1号の開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当する。

開示が前提となれば、精神保健指定医からの率直な意見が得られにくくなり、記載を簡略化するなど、内容の形骸化をもたらすおそれがあり、医療保護入院の必要性を審査する精神医療審査会の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当する。

(オ) 「陳述者氏名・続柄」、「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」

条例第13条第2号の開示請求者以外の個人を識別することができる情報であるため原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(カ) 「保護者の印影」

条例第13条第2号の開示請求者以外の個人を識別することができる情報であるため原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

開示することにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支

障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第5号の公共の安全等に関する情報に該当する。

イ 開示文書2

(ア) 「病院管理者の印影」

当該病院の内部管理情報であり、開示することにより、当該病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第13条第3号アの法人等に関する情報に該当し不開示であり、同号ただし書にも該当しない。

開示することにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第5号の公共の安全等に関する情報に該当する。

(イ) 「病名」

病名の告知は、患者の心身への影響に十分配慮する必要性があり、治療過程の中で医師が患者の心身の状況に応じて適切な時期に適切な方法によりなされるものである。

開示した場合、精神科医に対する不信感を募らせ医療行為への無用な誤解や反発が生じる可能性があり、結果として開示請求者の健康を害するおそれがあるため、条例第13条第1号の開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当する。

(ウ) 「訪問指導等に関する意見」、「障害福祉サービス等の活用に関する意見」

開示した場合、精神科医に対する不信感を募らせ医療行為への無用な誤解や反発が生じる可能性があり、結果として開示請求者の健康を害するおそれがあるため、条例第13条第1号の開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当する。

開示が前提となれば、主治医からの率直な意見が得られにくくなり、記載を簡略化するなど、内容の形骸化をもたらすおそれがあり、主治医の意見が必要となる他の意見書、報告書等の将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当する。

(エ) 「主治医の印影」

条例第13条第2号の開示請求者以外の個人を識別することができる情報であるため原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

開示することにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第5号の公共の安全等に関する情報に該当する。

ウ 開示文書 3

開示請求者が退院請求をした事実がないため、存在しない。

(3) その他

一部開示に当たっては、患者の病状を考慮して、精神科の医師である精神保健福祉センター所長が決定したところである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年 8 月 20 日	諮問を受けた。
9 月 24 日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
10 月 1 日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成26年 7 月 23 日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
9 月 3 日	諮問の審議を行った。

(2) 本件異議申立てについて

上記 2 (2) のとおり、異議申立人は、開示請求者の健康を害するおそれがあるため不開示とした処分の取消しを求めるものであることから、審査会は、上記 3 (2) ア(イ)から(㉔)まで、イ(イ)及び(ウ)の情報（以下「本件不開示情報」という。）を審査の対象とする。

(3) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分において、実施機関は上記 3 のとおり対象保有個人情報及び一部開示決定の理由を説明している。

異議申立人は、開示しない理由が「開示請求者の健康を害するおそれがあるため不開示である」とされているが、病名等や医療保護入院の必要性を知ることがどうして私の健康を害することになるのか理解できないと主張していることから、当該情報が実施機関の主張する条例第13条第1号の不開示情報に該当するかどうかについて検討する。

イ 条例第13条第1号（開示請求者に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第1号

条例第13条第1号では、「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を不開示情報と規定している。

(イ) 条例第13条第1号該当性

一般に診療情報の開示により、患者の心身へどのような影響を与えるかについての第一義的な判断は、医学上の専門的な学識経験を持つ医師に求められるものと言わざるを得ず、当該医師の判断を覆すには、社会通念上あるいは経験則上、当該医師の判断について、合理性を欠くと認められる特段の事情の存在が必要であると解される。

本件処分は、精神科の医師である精神保健センター所長が、本件不開示情報を開示した場合の異議申立人本人の病状への悪影響を勘案して行われたものであるが、当審査会が、実施機関の口頭説明において、本件不開示情報を開示することによる異議申立人の病状に与える影響とその判断根拠等について、詳細な説明を聴取したところ、当該医師の判断を覆すような特段の事情も認められないことから、当審査会においても当該医師の判断を尊重すべきであると考えます。

したがって、本件不開示情報を条例第13条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。